

令和 3 年第 9 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年9月29日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第21号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について	1件
報第17号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	10件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	欠席
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和 3 年第 9 回農業委員会総会を開会する。本日は 7 番 右高一朋委員から欠席の連絡を受けているので 17 名中 16 名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、16 番 東一二美 委員、17 番 日比野敏夫 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 21 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を上程する。議第 21 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市の農業振興地域整備計画を変更することについて、当委員会に意見を求められたもの。農用地区域 1 筆 395 m²、農業用施設用地 5 筆 2,016 m²を除外するという計画変更を行うもの。

事務局 多治見市は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、昭和 48 年度に農業振興地域の指定を受け、昭和 49 年度に農業振興地域整備計画書を策定。以降、社会情勢等の変化に対応するため、適宜見直しを行っている。農振法の規定によりおおむね 5 年ごとに基礎調査、計画書の見直しを行うことになっており、直近では平成 26 年度に基礎調査、平成 27 年度に計画書の見直しを行っている。この他に年 1 回、農振除外があった場合にも計画書の見直しを行っている。おおむね 5 年ごとに見直すことを特別管理の見直しと言い、今回は特別管理の見直しを行うもの。見直しに当たり、農地台帳、課税台帳、航空写真等のデータ突合を行い、不突合のあった箇所について現地調査を実施した。

事務局 データ突合により変更のあった箇所は姫町 4 丁目の 1 筆、395 m²。この場所は農振法に定める公益性の高い事業に係る施設用地、鉄塔敷になっており、送電塔が建てられたのは平成のはじめの頃と思われるが、今回の突合で農用地区域のままになっていることが判明したため、農

用地区域から除外するもの。大原町 2 丁目の 5 筆、計 2,016 m²については、かつてライスセンターがあった場所であり、農業用施設用地として計画書に掲載されてきたが、平成 10 年に現在の大藪町に移転された以降は民間の事業所として使われており、今後も非農業用の目的として使われる見込みのため、県と事前協議をする中で今回の見直しを契機に除外することとしたもの。以上が計画書変更の主たる部分となるが、その他に計画書本文の中で前回平成 27 年度の見直し以降に変化のあった事項やデータが変わった箇所の差し替えを行った。

事務局 今回の農業委員会の意見聴取のほかに、JAとうとに意見聴取を行っており、既にJAとうとからは意見無しとの回答を頂いている。農業委員会とJAとうとの意見を踏まえ、多治見市農業振興推進協議会で審議頂くこととなっている。その後、県との事前協議、多治見市での公告、縦覧、異議申し立ての期間を経て、県への変更協議の申請を行う。その結果に基づき今年度中に計画書の変更決定がされる予定となっている。

議長 議第 21 号について、各委員意見があれば発言願う。

6 番 大原町の民間の事業所について、AT 技研というところが借りてやっていたが今はどうかかわからない。周りが田んぼなので影響が出ないのであれば計画案の通りで差し支えない。

議長 他に発言はないか。

4 番 農地パトロールで高根町界限を回った。事務局には伝えてあるが、突然駐車場になった田んぼがあった。許可を得てのものだろうが、農業振興地域において、このようなことが簡単にできるものか。

事務局 簡単にできるものではない。その農地が農用地区域であれば、農振除外の申請・認定を受け、農地転用の許可を受ける必要がある。

議長 事務局と打合せをして場所を確認し、状況を確認すること。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 21 号について採決を行う。議第 21 号について、賛成の委員は挙手願う。

(挙手多数)

議長 挙手多数により、議第 21 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 17 号について事務局より説明願う。

事務局 10 件。

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は喜多町 5 丁目■■■■番■■、田、現況畑、31 m²。転用目的は個人住宅。既に駐車場や庭として使用されているため始末書を頂いている。

申請番号 2 使用貸借権。使用貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■■。使用借人、■■市■■■町■■■■-■■、■■■■■■。土地は 2 筆。1 筆目。大原町 6 丁目■■番■■、畑、現況宅地、308 m²。2 筆目。同■■番■■、畑、264 m²。2 筆合計 572 m²。転用目的は個人住宅。使用借人は、使用貸人の孫の夫とのこと。■■番■■の土地については以前に転用許可が出ていた。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、多治見市笠原町 808 番地の 1、有限会社オオノ建築。土地は笠原町寺浦■■■■番■■、田、148 m²。転用目的は駐車場。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地アイビス平和町 A、株式会社オウル。譲受人、東京都西東京市北原町 3 丁目 2 番 22 号、株式会社アーネストワン。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町寺浦■■■■番■■、田、56 m²。2 筆目。同■■■■番■■、田、826 m²。2 筆合計 882 m²。転用目的は住宅用地分譲。この 2 筆に 3 区画分の住宅用地を分譲予定。先月総会にて報告した土地だが、今回は株式会社オウルが譲渡人となって、株式会社アーネストワンに所有権移転するもの。さらに申請番号 3 の有限会社オオノ建築への所有権移転があったため次回総会で報告する。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、多治見市平和町 7 丁目 52 番地アイビス平和町 A、株式会社オウル。譲受人、東京都西東京市北原町 3 丁目

2 番 22 号、株式会社アーネストワン。土地は笠原町寺浦■■■番、田、244 m²。転用目的は住宅用地分譲。これも先月総会にて報告した土地であり、今回は株式会社オウルが譲渡人となって、株式会社アーネストワンに所有権移転するもの。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■■番地、■■■。譲受人、多治見市平井町 3 丁目 80 番地、株式会社東恵。土地は宝町 4 丁目■■番、畑、132 m²。転用目的は資材置場。先月の総会で住宅用地分譲と報告させていただいた土地だが、進入路が狭くこの土地で住宅用地分譲は難しいということで申請番号 10 にある通り転用届の取消しを受けており、改めて資材置場として転用届を出しなおしたもの。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、■■■県■■■市■■■■■■■-■、■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■。土地は大畑町 4 丁目■■番、田、現況雑種地、102 m²。転用目的は駐車場。以前から■■■さんが土地を借入れ、駐車場として使用されているため始末書提出。

申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■■県■■■市■■■■■■■-■、■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■。土地は大畑町 4 丁目■■番■、田、現況畑、363 m²。転用目的は家庭菜園。右隣に■■■さんの自宅があり該地の間にある土地も将来的には■■■さんが購入される意向があり、当該地と一体利用する予定。

申請番号 9 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、多治見市前畑町 3 丁目 11 番地の 1、有限会社竹山。土地は 2 筆。1 筆目。池田町 8 丁目■■■番、畑、現況雑種地、72 m²。2 筆目。同■■■番、畑、現況雑種地、479 m²。2 筆合計 551 m²。転用目的は住宅用地。有料老人ホームを建てられる予定。南側の土地も合わせて有料老人ホームを建設。

申請番号 10 所有権移転の取消。内容は申請番号 6 で説明した通り。

議長 報第 17 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 申請番号 9 について進入路は大丈夫か。

15 番 現場を確認してきた。南側にある工場、個人住宅も買い取っているので進入は可能である。アパート建設だと思っていた。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので報第 17 号を終了する。その他議題以外に意見があれば、挙手を願う。

議長 先月の総会で坂崎委員から相談のあった小泉小学校北側の畑のイノシシ被害に関して、猟友会捕獲隊の方が檻を設置されたということとはご存じか。

6 番 誰かから話は聞いたが、場所については承知していない。

16 番 小泉小・中学校を通り過ぎ、竹藪のところを右に曲がった山の上。設置してから 3 週間経つが成果は無い。見晴らしが良いところなのでイノシシが用心しているかもしれない。あるいは人間が見に来るので用心している可能性がある。

6 番 最近はいノシシが出たという苦情を聞かなくなった。

16 番 イノシシが食べるものが無くなったからかもしれない。

議長 一度現場を確認しておいてください。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 暑い時が続くと思えば、今度は雨が続くなど天候が不安定な中、農地パトロールを実施頂きありがとうございました。現在調査結果の集計や一部現地確認を行っているところ。今後の対応状況については本総会で随時報告させていただく。

事務局 親睦会でチケット購入頂いた国際陶磁器フェスティバル美濃について、開始日が 9 月 30 日に変更になった。また、フェスティバル以外の他の施設の利用終了日が延長されている。またチケットが未使用の場合に限り、払い戻しの対応を行うと聞いている。詳細が分かれば本総会で案内をさせていただく。

事務局 行事予定表で 9 月に開催予定だった農業委員・農地利用最適化推進委員大会はコロナの影響で開催未定となった。

事務局 次回の総会開催日は、10 月 27 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2 時 40 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 3 年 9 月 29 日

議事録署名

16 番

17 番

議長